	療養補償 法75条	休業補償 法76条	障害補償 法77条	遺族補償 法79条	葬祭料 法80条	打切補償 法81条	分割補償 法82条
内容	労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合においては、使用者は、その費用で必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を負担しなければならない。	労働者が療養補償の規定による療養のため、労働することができないために賃金を受けない場合においては、使用者は、労働者の療養中平均賃金の100分の60の休業補償を行わなければならない。	労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり、治った場合において、その身体に障害が存するときは、使用者は、その障害の程度に応じて、平均賃金に別表第二に定める日数を乗じて得た金額の障害補償を行わなければならない。	労働者が業務上死亡した場合においては、使用者は、遺族に対して、平均賃金の1,000日分の遺族補償を行わなければならない。	労働者が業務上死亡した場合においては、使用者は、葬祭を行う者に対して、平均賃金の60日分の葬祭料を支払わなければならない。	療養補償の規定によって補償を受ける労働者が、療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病がなおらない場合においては、使用者は、平均賃金の1,200日分の打切補償を行い、その後はこの法律の規定による補償を行わなくてもよい。	使用者は、支払能力のあることを証明し、補償を受けるべき者の同意を得た場合においては、障害補償又は遺族補償の規定による補償に替え、平均賃金に別表第三に定める日数を乗じて得た金額を、6年にわたり毎年補償することができる。
補足	・業務上の疾病及び療養の範囲は、厚生労働省令で定める。 ・療養補償は、毎月1回以上これを行わなければならない。	・使用者は、休業補償を行っている労働者と同一の事業場における同種の労働者に対して所定労働時間労働した場合に支払われる平均給与額が、当該労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった日の属する四半期における平均給与額の100分の120をこえ、又は100分の80を下るに至った場合においては、使用者は、その上昇し又は低下した比率に応じて、その上昇し又は低下するに至った四半期の次の次の四半期において、当該労働者に対して行っている休業補償の額を改訂し、その改訂をした四半期に属する最初の月から改訂された額により休業補償を行わなければならない。改訂後の休業補償の額の改訂についてもこれに準ずる。 ・上記規定により難い場合における改訂の方法その他上記規定による改訂について必要な事項は、厚生労働省令で定める。 ・休業補償は、毎月1回以上これを行わなければならない。	＜別表第二＞ 第 1級：1,340日分 第 2級：1,190日分 第 3級：1,050日分 第 4級：　920日分 第 5級：　790日分 第 6級：　670日分 第 7級：　560日分 第 8級：　450日分 第 9級：　350日分 第10級：　270日分 第11級：　200日分 第12級：　140日分 第13級：　 90日分 第14級：　 50日分 ・障害補償は、労働者の負傷又は疾病がなおった後身体障害の等級が決定した日から7日以内にこれを行わなければならない。	・遺族補償を受けるべき者は、労働者の配偶者（事実婚を含む）とする。 ・配偶者がない場合には、遺族補償を受けるべき者は、労働者の子、父母、孫及び祖父母で、労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していた者又は労働者の死亡当時これと生計を一にしていた者とし、その順位は、前段に掲げる順序による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にする。 ・遺族補償は、労働者の死亡後遺族補償を受けるべき者が決定した日から7日以内にこれを行い又は支払わなければならない。	・葬祭料は、労働者の死亡後葬祭料を受けるべき者が決定した日から7日以内にこれを行い又は支払わなければならない。	ー	＜別表第三＞ ●障害補償 第 1級：240日分 第 2級：213日分 第 3級：188日分 第 4級：164日分 第 5級：142日分 第 6級：120日分 第 7級：100日分 第 8級：　80日分 第 9級：　63日分 第10級：　48日分 第11級：　36日分 第12級：　25日分 第13級：　16日分 第14級：　 9日分 ●遺族補償：180日分 ・第2回以後の分割補償は、毎年、第1回の分割補償を行った月に応当する月に行わなければならない。
例外	ー	労働者が重大な過失によって業務上負傷し、又は疾病にかかり、且つ使用者がその過失について行政官庁（所轄労働基準監督署長）の認定を受けた場合においては、休業補償又は障害補償を行わなくてもよい。	ー	ー	ー	ー	ー
補償を受ける権利	① 補償を受ける権利は、労働者の退職によって変更されることはない。 ② 補償を受ける権利は、これを譲渡し、又は差し押えてはならない。						
他の法律との関係	① 労働基準法に規定する災害補償の事由について、労働者災害補償保険法又は厚生労働省令で指定する法令に基づいて労働基準法の災害補償に相当する給付が行なわれるべきものである場合においては、使用者は、補償の責を免れる。 ② 使用者は、この法律による補償を行った場合においては、同一の事由については、その価額の限度において民法による損害賠償の責を免れる。						
審査及び仲裁	① 業務上の負傷、疾病又は死亡の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に関して異議のある者は、行政官庁に対して、審査又は事件の仲裁を申し立てることができる。 ② 行政官庁は、必要があると認める場合においては、職権で審査又は事件の仲裁をすることができる。 ③ ①の規定により審査若しくは仲裁の申立てがあった事件又は②により行政官庁が審査若しくは仲裁を開始した事件について民事訴訟が提起されたときは、行政官庁は、当該事件については、審査又は仲裁をしない。 ④ 行政官庁は、審査又は仲裁のために必要であると認める場合においては、医師に診断又は検案をさせることができる。 ⑤ ①の規定による審査又は仲裁の申立て及び②の規定による審査又は仲裁の開始は、時効の完成猶予及び更新に関しては、これを裁判上の請求とみなす。 ⑥ 審査及び仲裁の結果に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官の審査又は仲裁を申し立てることができる。						
請負事業に関する例外	① 厚生労働省令で定める事業が数次の請負によって行われる場合においては、災害補償については、その元請負人を使用者とみなす。 ② 元請負人が書面による契約で下請負人に補償を引き受けさせた場合においては、その下請負人もまた使用者とする。但し、2以上の下請負人に、同一の事業について重複して補償を引き受けさせてはならない。 ③ ②の場合、元請負人が補償の請求を受けた場合においては、補償を引き受けた下請負人に対して、まず催告すべきことを請求することができる。ただし、その下請負人が破産手続開始の決定を受け、又は行方が知れない場合においては、この限りでない。						

SAMPLE